

令和5年度 県立学校教員の働き方改革強化月間（11月）

県教育委員会では、教育委員会規則で時間外在校等時間の上限（月あたり45時間）を定めるとともに、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、教員の業務量の適切な管理に努めております。

毎年11月を「県立学校教員の働き方改革強化月間」として、「いばらき働き方改革推進月間」（いばらき女性活躍・働き方応援協議会）と「過労死等防止啓発月間」（厚生労働省）の取組と併せ、特に健康障害リスクが高まる時間外在校等時間が80時間を超える教員の解消に取り組むことはもとより、目標である「45時間超の教員ゼロ」に向けての取組を推進します。

2023 8月11日 いばらき 働き方改革推進月間

仕事の見直し
テレワーク
時差出勤
NO残業デー

ノー残業デーや仕事の見直し、テレワークや時差出勤など、できることから取り組みましょう。

ひとつ、働き方を変えてみよう。

詳しくは [あなたにメール](#) 茨城

主催 いばらき女性活躍・働き方応援協議会
一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会茨城県連合会、茨城県社会保険労務士会、茨城県労働局、茨城県

働き方、見直してみましょ

- 授業プリント作成、夜遅くまでかかります。納得いくまで準備したい。
- 部活動指導に負担を感じません。自分も生徒も好きでやっているから問題ないですよ。

↓

一番大切なことは心身の健康です。教員が疲労している場合は、良い授業に結び付きません。また、教員の過労死・精神疾患が増加傾向にあります。管理職を中心として、一人一人が適切な労務管理を行い、より働きがいのある環境をつくりあげていきましょう！

仕事は本来、やりがいや楽しみを生ま出し、人生を豊かにしてくれるもの。だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは絶対にあってはならないことです。すべての人が健康で、毎日イキイキと働き続けられる社会へ、みんなと一緒に生きていきましょう。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

STOP! 過労死

厚生労働省 人事院 内閣府内閣人事局 総務省 文部科学省

時間外推移	R元. 6月	R2. 6月	R3. 6月	R4. 6月	R5. 6月
高等学校等					
時間外	47時間00分	35時間39分	34時間08分	31時間31分	31時間14分
在校等時間					
45時間以上	45.3%	31.4%	26.8%	20.6%	23.5%
80時間以上	14.7%	5.2%	3.0%	1.3%	3.0%
特別支援学校					
時間外	32時間12分	19時間36分	26時間20分	24時間09分	18時間04分
在校等時間					
45時間以上	20.7%	3.1%	5.8%	0.0%	0.1%
80時間以上	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【参考】R2. 6月は、7日までコロナ対策による臨時休校

平均時間は徐々に減少していますが、一定数の教員が、過労死ラインと呼ばれる80時間を超えています。

※県教育委員会HPに、在校等時間の推移を掲載しております。P2に記載のQRコードを読み込み後、Webページ下段「時間外在校等時間の報告」をクリックしてください。

強化月間取組と働き方改革ガイドライン詳細は次のページです

県立学校教員の働き方改革強化月間重点取組

重点1 完全退勤時間の設定【平日は19時15分までに全員退勤 ※定時制課程を除く】⇒時間を意識した働き方の推進

重点2 時差出勤制度活用の推進【早朝の登校指導や、放課後の進路指導・部活動指導を勤務時間内で実施】⇒業務の勤務時間内実施の推進

重点3 学校運営における業務の見直し【留守番電話設置率100%、各種通知デジタル化、学校行事の精選 等】⇒授業準備時間の一層の確保

「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」【令和3年4月策定】

1 在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革

- 時差出勤制度の導入：業務に合わせた勤務時間を設定
- 完全退勤時間の設定：毎日学校を閉める時刻を設定
- 定時退勤日の設定：毎週1日は定時退勤する日を設定

2 部活動指導の負担軽減

○部活動運営方針の遵守：

【高等学校(中等教育学校後期課程を含む)】・上限：平日2H、休日4H(週計：12H) ・休養日：原則、平日・休日に各1日以上

【中学校(中等教育学校前期課程を含む)】・上限：平日2H、休日3H(週計：11H) ・休養日：平日・休日に各1日以上

【特別支援学校】・上限：平日1.5H、休日は原則実施なし(週計：6H) ・休養日：原則、平日1日・休日2日

○複数顧問の配置：顧問が交代で指導できる体制を構築

○部活動数の精選：複数顧問が配置できる数へ削減

3 学校運営体制と業務の改善

○教材の共有化：校内ネットワーク等を活用した授業準備の負担軽減

○行事の精選と業務の効率化：ペーパーレス推進、各種通知のデジタル化、ネットバンキング活用、留守番電話の設置 等

各教員が取り組むこと

【管理職】

教員の働きがいを支えるとともに、勤怠管理支援システムを活用して、業務の可視化・平準化を図り、適切な労務管理を行ってください。業務過重と判断した場合（例：月中途中で80時間を超えそうな場合）や月80時間を超えた場合は、年度途中であっても抜本的な対策を講じてください。

【各教員】

時間外在校等時間の上限が45時間であることを念頭に、勤怠管理支援システムを活用し、1日、1週間、1か月の時間の使い方や仕事の優先順位を考えましょう。生徒のため、学校のためと思い、自分自身のキャパシティを超えた業務を抱え込まないようにし、自己解決が難しい場合は、周囲への相談と管理職へ業務の見直し等の相談をしてください。

保護者・地域・関係団体の皆様へ

県教育委員会では、教育の質の確保、業務の効率化を図りつつ、上記の取組を全県立学校で推進しています。「学校への問い合わせを勤務時間内（全日制では、おおよそ8：30～17：00）に行うことへのご理解」や、「学校行事等の廃止・統合や規模の縮小、時間短縮等の工夫についてのご理解」等、働き方改革への御協力をお願いいたします。

茨城県教育庁学校教育部教育改革課 お問い合わせ等はこちらへ

